

日本制度通

一

卷一

皇位御繼承の事	三推神器の事	后妃の事	皇族の事	祭祀の事	朝禮の事	詔勅の事	印璽の事	改元の事	頒曆の事	宮殿の事	山陵の事	樂舞の事	服忌觸穢の事
---------	--------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

返
1/5
/

ワ 3
115
1



日本制度通

明治廿八年十二月九日購求

東京書院
學校圖書

長
115
/

外川玉
子之
古
象
之
あ
ん
ん

大和
おとよば
毅
越

古乃善いしれいぢあわいよとてまじし今の世
乃ちまよ考いあはまゝはまじくはあまを世の中
いふらむまじむまじいふまじあまよなんあり
まじいのはあまをいふまじあまをいふまじあまをいふ
のよめて政理法制の世はまじいあまをいふまじあまをいふ
まじい風俗言詞の時よまじいあまをいふまじあまをいふ
うつらまじいあまをいふまじあまをいふまじあまをいふ

らよむを費すのことはしてうましく考得んこ
とはうごとなんあるべきこれをおよそついでい
歴史の事實をいふのこよそ人の身よ骨
と肉をそめて體をなしたんうごそと政理法
制を考へ得るは血脈よそめと氣息乃と
よむにひくうごそ精神多し
て活動の事業をよむれはたれとむし

よむまのそこの學志はよむを
て官職禮儀刑法食貨地理乃とむし
をわら類をあらめし書のものを見ゆ
とそむし書とむる巻のうごそとむし
うんかうむのうごそむしはむしにむし
享保のうむ伊藤の博士のうむはむし
て文のうむつむむのうむし假字書とむし

まは初学のしめよよきし其事なまよか國の
事をしむるしむれしむる國のなるは是くもあ
らすとおろするそあはしおほしとし古典よ以
りりや子しこれらまのあらはさるるの日本制
度通よ高等の學校よ入りしりて歴史のまあるに
にいふしつゝ學生しりよ法制の大しさをとりや
はるしりめんをち志しりよし何事よもあれ

まはしむる國內の事とりをよこ知りて後よせんく
の学せよよきむの事しすまとなりしる今の世の
しりよちむるし著者のあしきしりしりしは
らんめしりしりしりその書のしりしりしりしり
るよな林風俗言詞の事しりしりしりしりしり
よおのつらよの作者あるはる

明治廿三年四月のけしめ

文科大學教授文學博士小中村清矩識

日本制度通

例言

凡史を讀むもの。制度の沿革を知らざれば。其盛衰變遷の故と詳よすること能はず。然るども從來其種の書ふ乏しく。希は日本史の志類。伊藤東涯の制度通の如きあれども。或は浩瀚。或は太簡よして。初學よ便ならず。此書の其缺陷を補はん爲ふ編修せしものなり。

凡此書の事實を叙述するを主として。濫は著者の論斷と加へず。畢竟事状既よ明なれば。變遷

推移の理みのつら知らるればなり。事實を正しき古書中の膏腴を抽繹せり。且其書名を註記せしむ。讀者の原ふ溯らんと欲するものふ便せんとなり。

凡挿画の。文辭と相表裏して。事物の狀態と明よせん爲す。傳來正しきものよ就て描寫せり。觀の美の爲ふ徒設せしものふあらず。

凡文辭の平易簡明と主とし。つとめて奇僻を避けたり。然れども國史上の専門語の間これと用ひたり。蓋之よ回りて。當時の事態と發明を

ることあればなり。

凡事皇上に關するものも。平頭闕字の例よ由らず。紙幅の短縮を欲すればなり。敢て敬意と失ひしよあらず。

凡此書に。有史以來を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし。紀元元年より皇極天皇の三年まで。凡一千三百四年間と上古とし。孝徳天皇の大化元年より。安徳天皇の壽永四年。即鎌倉幕府創置の前まで。凡五百四十一年間と中古とし。後鳥羽天皇の文治二年より。孝

明天皇の慶應三年まで。凡六百八十二年間。即
武家執政の時代と近世と。今上天皇の明治
元年以降を今代とす。

明治二十二年八月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 皇位, 御繼承, 三種神器, 后妃, 皇族, 祭祀, 朝禮, 詔勅, 印璽]

日本制度通總目錄

卷一

皇位御繼承の事

三種神器の事

后妃の事

皇族の事

祭祀の事

朝禮の事

詔勅の事

印璽の事

改元の事

頒曆の事

宮殿の事

山陵の事

樂舞の事

服忌觸穢の事

卷二

氏族の事

官制の事

日本位階勲位の事

俸祿の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

卷三

考績任叙の事

戸籍の事

田制の事

租税の事

貨幣の事

度量衡の事

服制の事

運輸の事

新編 皇位御繼承の事

日本制度通卷一

萩野由之 皇太子

小中村義象 同著

皇位御繼承の事

恭しく惟るふ。我皇統を。太古より。天祖天照大神の子孫。世々相繼承したまふを法とす。故ふ古語ふ。皇位と稱して。天日嗣の高御座と云ひ。或は天日嗣之位ともいへるなり。初め天孫降臨の時。天祖詔して。豊葦原の千五百秋の瑞穂國を。吾子孫

の王とままべき地なり。爾皇孫就て治しめせ。寶祚の隆えまさむとい。天壤と共ふ窮りあはるべきものぞとのりあまへり。爾来一系連綿として。今ふ至りてうはりたまふとなし。蓋君臣の名分。この大詔は明らふ。建國の基礎。既ふこの時よ定まればなり。日本紀古事記。

皇統ハ一系ふして。嫡流の皇太子之を繼承したまふと法とす。古語ハ太子と稱して。日嗣之御子といへる也。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、皇后、皇子、皇女、若くハ諸王より。直ハ大統と繼承

せられしともあり。これ萬機の政。一日も空しくすべからざるを以てなり。その皇后。及び皇女、諸王の大統と繼がせたまふハ。非常の儀ふして。素より祖宗の恒典ふらる也。日本紀以下國史。

上古より。先帝崩後。皇太子直ハ皇位と繼承したまふを法とせられたりき。神武天皇以下。武烈天皇よ至るまで。廿五代の間。嘗て讓位の事なきをこの故なり。繼體天皇位を安閑天皇よ讓りて。即日崩御せられし以来。受禪讓位の端と啓き。聖武天皇。いまだ壯年ふて。位を皇太子よ讓り。みづら

ら。太上天皇よて。政務は關ありたまはざりし
と起りてより。遂は後世までの流例となり。歷
代讓位の儀ありしもの。凡て五十八帝の多きふ
及びたり。これ素より。止むと得ざる事故あるよ
よれりといへども。佛法の流行。外戚の專横など。
一の原因を為し。ものものと云ふべし。
日本紀續日
本紀御代始
抄。

三種神器の事

三種の神器とい。天孫降臨の時。天祖の御手づ
ら授けたまひしものふして。八咫鏡。天叢雲劍。八

尺瓊曲玉を云ふなり。このとき天祖天孫小詔し
て曰。吾兒この鏡を視まさむと。將は吾と視るが
如くすべし。殿を同じくして齋きまつれと。瓊々
杵尊崩じて。彦火々出見尊之を傳へ。彦火々出見
尊崩じて。鸕鷀草葺不合尊之を傳へ。葺不合尊崩
じて。神武天皇之と傳へたまふ。神武天皇より以
來。歷世の天皇。皆之を傳へたまひしと。太古の故
事の如く。以て當今に至れり。これ我天皇傳國の
神璽よして。皇統とともにふ天壤無窮なるものな
り。
古事記。
日本紀。

八咫鏡。八咫鏡ハ。天照大神。天岩戸小隱コカケらせた
 まひし時。石凝姥命イシコリトメノミコト小科せて。作らしめたまひし
 ものなり。天祖の詔小従ひて。瓊々杵尊以来。同殿
 共床トトノドニ齋イハヒき奉りたまひし。崇神天皇の時紀元五百。
 九年。宮中を出し奉り。皇女豊トヨ歙キ入イリ姫命ヒメノミコトニ託して。
 倭の笠縫邑カサヌイニ祭りたまひき。垂仁天皇の皇女倭
 姫命。豊歙入姫命トヨキリノヒメノミコトニ代りて。之ノヲ奉祭し。遂ツギニ伊勢
 國度會郡五十鈴川上イセノクニノカミニ齋宮と建て、祀りたま
 ふ。いまの太神宮これなり。古事記。日本紀。皇
 崇神帝の護身の璽シとして。摸造モクゾウたまひし神鏡

も。歷世賢所トキトキノトクナリニ奉祀せられし。村上天皇天德以
 後。内裏焼亡ウチノミヤヤクせしこと數回なり。神鏡カミタマ亦其災
 小罹りたまひ。聊毀損シカシマせさせ賜たまはひつれど。威靈イニ
 昔イマニかはらせ給はずといふ。日本紀畧。小右記。百
 天叢雲劍アマトモリノツルギ。天叢雲劍アマトモリノツルギと云ふ。素盞スサノ鳥
 尊ノミコト。八岐大蛇ヤタノオホヘビと斬りて。獲たまひしと。後天照大神
 小奉り。大神更タカミ小皇孫ミコノミマニ授けたまひしものなり。
 これも崇神天皇の時。御鏡ミタマと共に宮中と出て。伊
 勢國イセノクニニ在しと。景行天皇の時。日本武尊ヤマトノタケノミコト之ノヲ奉たまず
 て。尾張國オウゾノクニ小至り。後遂ツギニその所トコロ小奉祭たまはせり。今の

熱田太神宮即是なり。

古事記。日本紀。熱田縁起。

摸造の御劍ハ。世々宮中ふありて。神鏡と共に奉祀せられし。壽永の大亂ニ。海底ニ沈みて失せたまへり。尔來清涼殿なる。晝御座劍と以て。寶劍ふ充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劍と奉らきし以後ハ。永くそれと以て。神劍と爲したまふといなれり。禁秘抄。神皇正統記。八坂瓊曲玉。八坂瓊曲玉ハ。御鏡と全トク。天照大神。天岩戸小隠らせたまひし時。天明玉命の作まるものなり。これを崇神天皇の時にも改め作り

たまはり。常ニ大御身の守として。安置したまひしなり。されど度々の延焼にもうりたまはず。

壽永の大亂ふも。失せさせたまはざりしなり。禁秘抄。神皇正統記。

のれび。三種神器の。天祖手授のものハ。一ハ伊勢。一ハ尾張。一ハ禁中ニありて。摸造の鏡劍ハ。毀損したまひしともあれど。神代以來の真器也。今ふ存して異變なきハ。貴き限りふして。皇統連綿。天壤と共に無窮ニ垂れたまふ神勅。火とこるよりも明らなるをなり。古人の説ふ。子孫可王の

神勅い。君臣の大義を明よし。同殿共床の勅語い。父子の親を教ふるものなりといへるい。その意を得たりといふべし。

后妃の事

上古い。天皇の御母。及び御祖母等と。總て皇祖母スミオヤ尊オホまミと大御祖ミオヤと申し。御嫡妻と。オホキサキと申し。次とキサキと申し。概してハミメと称へたりき。

古事記。日本紀。万葉集。大寶の制。紀元一千三百六十年。始めて郡皇祖母尊と。太皇太后又太皇太夫人。皇太后又皇太夫人。と云

ひ。オホキサキを皇后。キサキを妃二人。て。必内親王を夫人三人。三嬪四人。五と定めらる。その中。大

皇太后、皇太后、皇后と三宮と稱へ。又中宮といふ。中宮職ありて。その啓令と吐納するを掌りき。

令義解。

皇后い。多くい皇胤を擇びたまひ。尊卑の名分。甚嚴なり。一が。聖武天皇以來。紀元一千三百年代藤原氏政を專ふするに至りてい。臣下の女。入りて皇后となるものも少あらぬとありて。大又古制小戻れり。續日本紀以下國史。

桓武仁明の朝の頃より。紀元一千四百年代。女御及び更衣といふもの出来て。後宮小侍り。清和光孝の朝以來。紀元一千五百年代。御息所ミヤトコといふ称始まりて。妃、夫人、嬪の称い。甚希れとなりふたり。類聚國史榮花物語禁秘抄。中宮といふと三宮の總稱なりしを。延喜以降い。唯皇后の別称とあり。一條天皇以來い。皇后中宮并立ちたまふともありて。大なる名分と紊る。其位號の尊きい。皇后ふありといへども。寵幸の渥きとい。中宮又歸し。爾後相沿て遂に流例となれり。その皇后、中宮共ふ院號と蒙りたまふふときも。

まゝ當時ふ大鏡日本紀畧職原鈔標注別記。あられり。更衣の称い。早く絶え。御息所も後世より。親王の御配偶の之を称する事とされり。典侍い。もと女官なるを。後世に寢御ふ預るものとされり。右の后妃又奉仕を。女官の職員い。大寶令に。内侍司以下。十二の女司ありて。尚侍オウシヤカミなどい。最も貴顯のものありしを。後世に其稱もなくなり。典侍、掌侍命婦の外に。女藏人メノクラウダ得選トクセン、刀自タジ采女ウネメの類の官職ありて。後宮の事と掌れり。令義解。禁秘抄。

皇族の事

上古ハ皇子を稱して直ハ某皇子といハ。皇女を
稱して。某皇女といハ。或ハ某王。某女王といハ。し
を。日本紀大寶の制ニハ。皇兄弟皇子を親王世一とし。
皇孫、世二皇曾孫、世三皇玄孫世四までと諸王とす。五世王
ハ王名と得といハども。皇親の限ニあらず。その
名籍ハ正親司これと掌る。その官位を親王ハ一
品より四品ニ至リ。階四諸王ハ正一位より從五位
下ニ至る。階十四親王階十四にして品ニ叙せられざるも
のト。無品親王といハ。その親王諸王の子ハ父の
蔭ニよりて。位を得るナリ。

凡て皇族ハ。不課として賦役を免シ。親王階十四ハ。食
封及び位田と賜ハ。文學、家令、家扶、家從、書吏、及び
帳内等の職員と附せられ。諸王階十四ハ。春秋ハ時服
料と賜ハ。其位あるものハ。各位田とたまハ。皇
女ハ内親王と稱シ。二世以下四世までト。女王と
稱して。皇親の列ナリ。共ハ品位を賜ハ。又親王以
下。口分田を賜ハ。常人と同トラるべシ。令義
後日本紀元十一年代四親王宣下といハ。始まりてハ。皇
兄弟皇子といハども。宣下と蒙らざれば。親王と

稱まると得ず。又皇族蕃衍して。多く府庫を費すを以て。皇子小直ま姓を賜ひて。人臣となまこと起りたり。白河天皇以後紀元七百年法親王も出來し。親王の數は漸少くふりぬ。諸王を早く臣列とふるもの多くして。後ふ只白河伯家王氏の號と傳ふることありしのみ。續日本紀。日本後紀。姓氏錄。西宮記。皇亂紹運錄。延曆以降。封戸の制漸おとろし。諸國の目カクシ史生各一人の公カクシ辭と給ふことあり。之と年官といへり。除目抄。

親王の居所と。某宮と稱せし。最古し。然れども。その宮號と歷代繼承せし。四辻宮。五辻宮。常類。高倉天皇の頃より始まりて。紀元八百年漸其數あり。武家執政の世となりて。皇族多し。僧となりて。寺門ふ入りたまひ。徳川氏の初より伏見。桂。有。栴川の三家を親王家とし。其外は佛門又臣列ふ入りむ。六代將軍家宣の時。新ふ閑院宮と立て。四家となし世襲す。万一の事あらむ時。入りて大統を承ぎたまふべき御家と定められたり。皇亂紹運錄。纂輯。その餘は。鎌倉以御系圖。折焚柴記。

來の制は倣ひて。輪王寺、仁和寺、大覺寺、聖護院、青蓮院等の十二寺を宮門跡と定め。法親王の住職

したまふ所とふしぬ。光臺一覽。雲上明覽。

按ずるふ。伏見宮の。崇光天皇の皇子榮仁親王より出てたまへり。有栖川宮の。後陽成天皇の皇子好仁親王より出てたまへり。桂宮の。正親町天皇の皇子誠仁親王より出てたまへり。閑院宮の。東山天皇の皇子直仁親王より出てたまへるなり。皇女住職の寺の。比丘尼御所と稱へ。大聖寺、寶鏡

寺、曇華院、光照院以下、まゝ十數寺ありき。雲上明覽。

維新の後、門跡、比丘尼御所と廢し。官方庶子の僧と為るを禁じ、悉復飾せさせて。白川宮、小松宮、久通宮等の稱を立てさせ賜ひ。又皇親の世數及び賜姓の制と定められ。四親王家の外、新列親王を。二代目より華族と列せらるゝととなり。又令して。皇子女の。親王の宣下ふ及むず。直ふ親王と稱ふるを得るの制を定められたり。圖書寮記録。

祭祀の事

我邦の古昔を。敬神祭祀の禮甚嚴ふして。これと

以て政道の基として給ひき。これ皇統の天神の裔ミコなるを以て。その本ふ報い。併せて蒼生を愛きたまふ所以なり。此を以て祭政一致として。其別あらざりき。日本紀古事記。祝詞式。

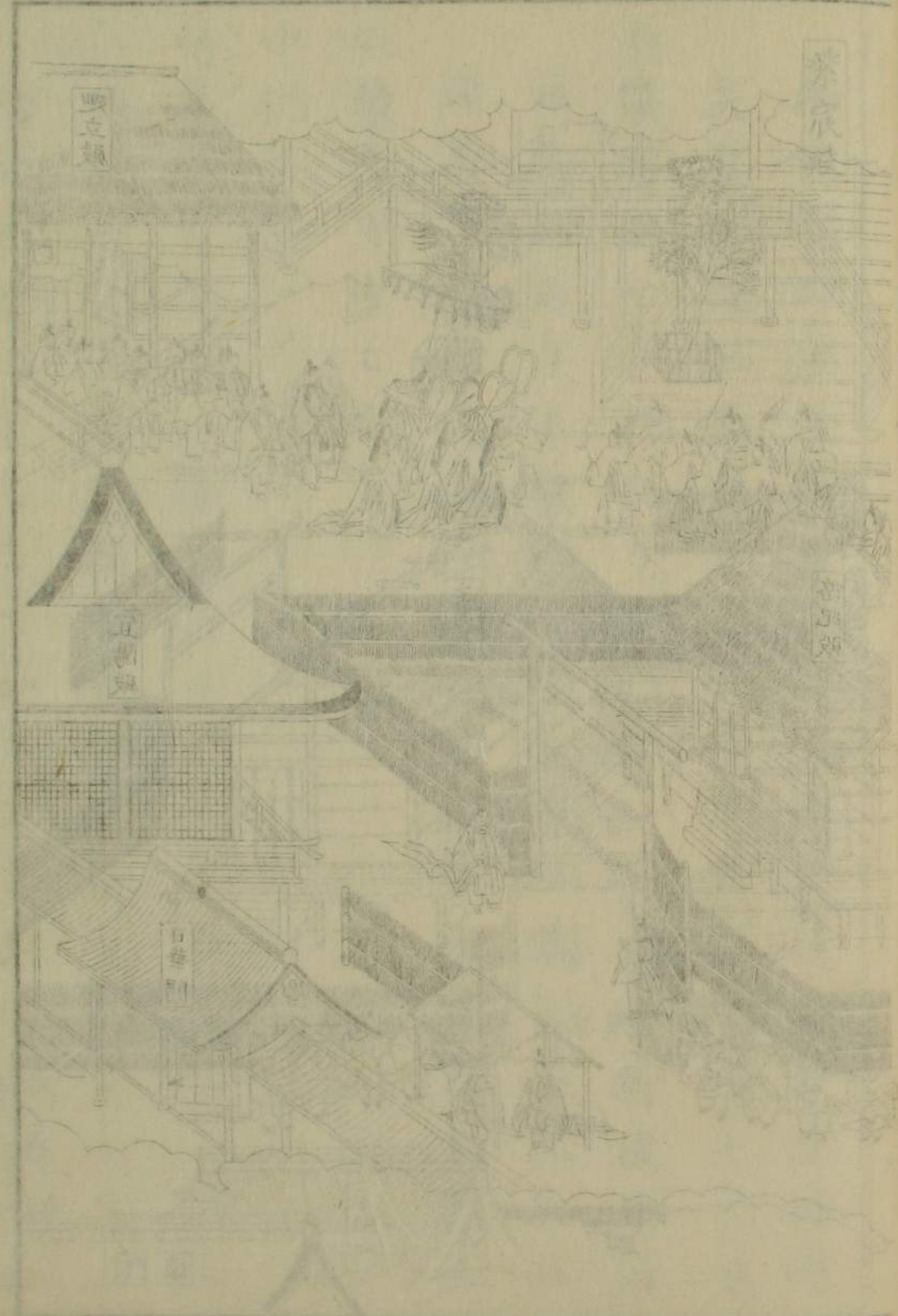
大寶の制。天神地祇の祭祀の神祇官常典ふ依りて之を行ひ。大祀、中祀、小祀の差あり。大祀の一月齋し。中祀の三日齋し。小祀の一日齋す。その幣帛祭事ふ預る長官親ら檢校して。穢ることをなからしむ。令義解。

大嘗祭ハハノホノホの奉り。天皇位ふ即きたまひて。天祖を始め

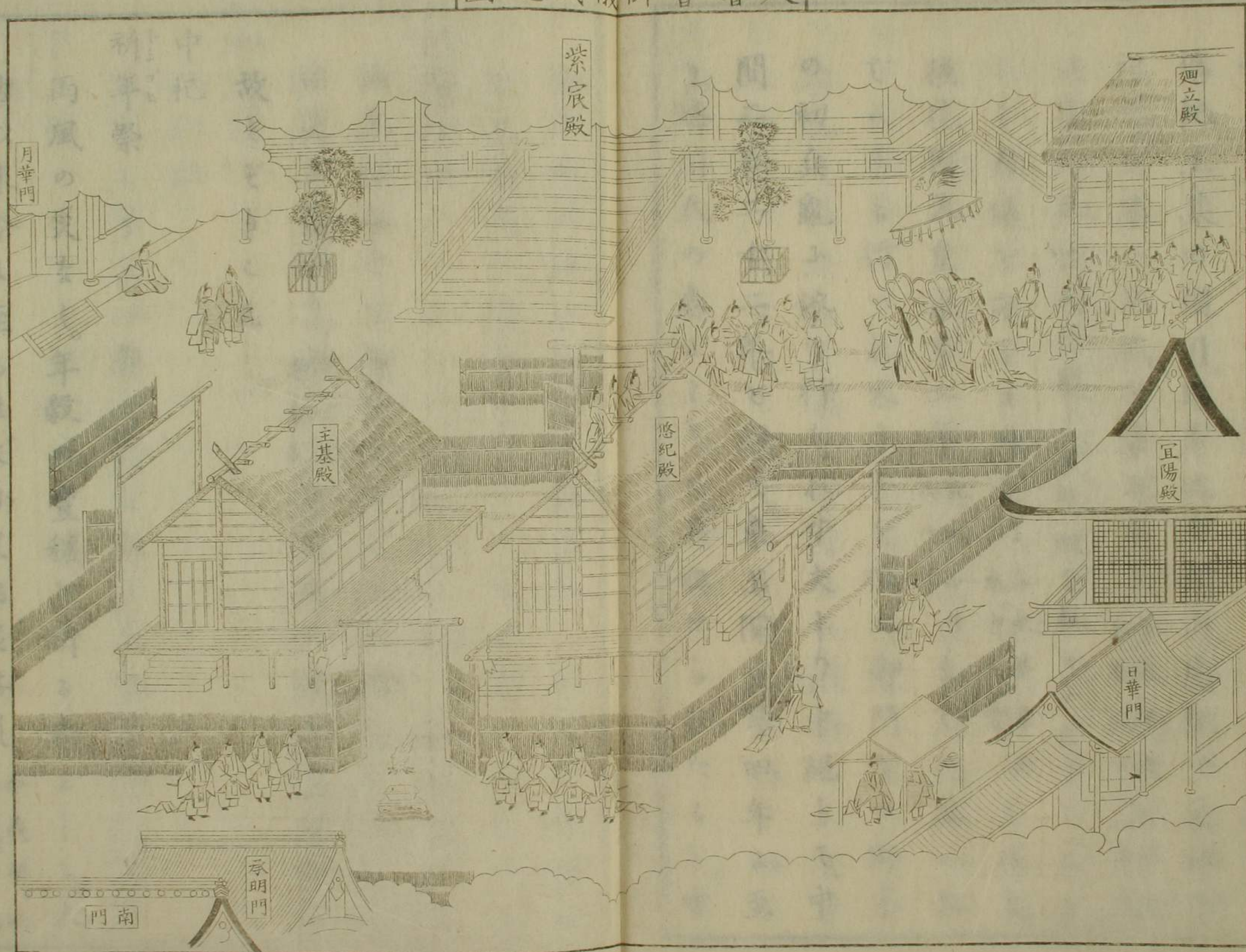
奉り。天神地祇を祭らせたまふ大祀として。その由來最久し。古を大嘗或は新嘗ともいひて。その別あらざりし。天武天皇以來。紀元一千三百三十二年代毎ふ行ふを大嘗とし。年毎ふ行ふを新嘗とす。令義解。令抄。中臣壽詞。古事記。神祇志料。大寶の制。七月以前位ふ即きたまひ。當年事を行ひ。八月以後の明年事を行ふ。その日を十一月下卯と用ふ。凡散齋一月。致齋三日。その供神の大幣の。九月より

始めて三月の内不造り了らしめ。その祭儀を
 悠紀主基の國司專ら之を行ふ。悠紀ハ天神と
 祀り。主基ハ地祇を祭るなり。令義解。續日本紀。貞觀儀式。延喜式。
 延喜以來古風漸變。武弁政を執る不至りて。空
 しく虚儀を守るとすぎじ。江次第。東鑑。されと。東寺文書。
 後花園天皇永享二年紀元二千九十年までハ。其のた
 むありも行われ來りしと。後土御門院の御宇
 の初。兵亂不依て行もれず。夫より中絶して。中
 間二百二十二年と經て。東山院貞享四年至
 大り。徳川氏の奏よりて。再興せられたると。中

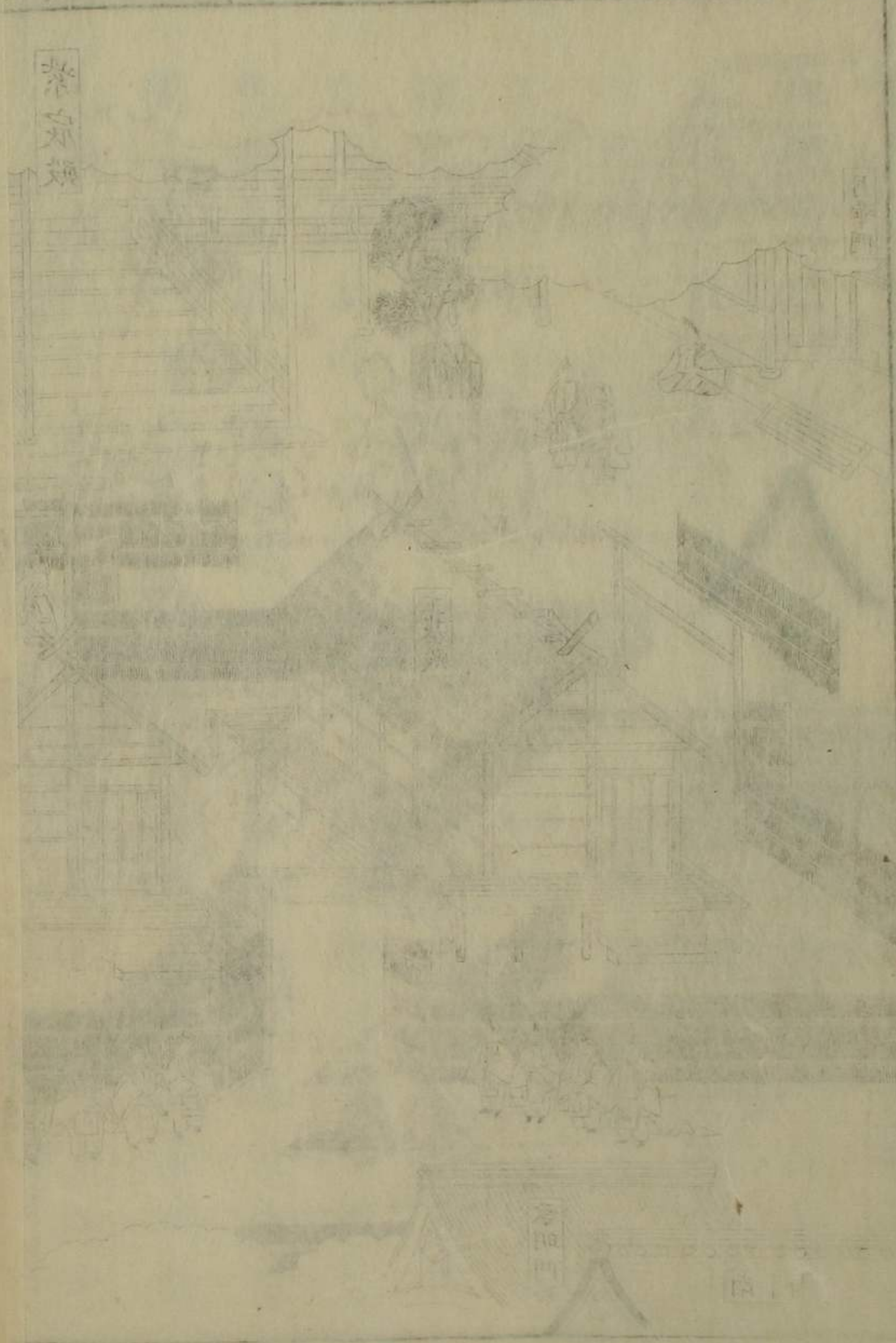
大嘗會



大嘗會御儀式之圖



日本書紀卷一



祭所

御門院即位の初。すこ故ありて行われず。櫻町
 天皇。元文三年。貞享より。凡五十年。小代で。
 復再興せられたり。續王代一覽。公卿補任。翁草。維新後。明治
 四年。詔ありて。舉行せらる。その儀。古小比ぶれ
 ば。大小簡なり。明治大嘗會式。是王政の初。百度草創の
 故とぞきこえし。

中祀
祈年祭

雨風の災なく。年穀の豊穰と祈る祭より。太
 古以来。今に至るまで。かえるとあし。令義解。延喜式。古語。

月次祭ツキナミ

祈年ノイ。案上の幣ハタテ。預ヨクも神と。月毎ツキナミに祭るなり。

令義延喜式

神嘗祭カミナメ

新穀と天祖アメノミコに奉らるゝ祭マツル。太古以來今

に至るまでマデ。はるハルとナシ。古事記令義延喜式

新嘗祭ニヒナメ

天皇新穀と諸神シノカミに奉り。且自も聞ミ。食クハ。たま

ふ祭マツル。太古以來今マデ。はるハルとナシ。

古事記令義延喜式。此他相嘗祭あり。その意新嘗

小同。

賀茂祭

賀茂カモ別雷命ワケイカサチノミコト。及び御祖神ミオヤノカミと祭る。上下二社合せ

て賀茂大神と云ふ。釋日本紀年中行。欽明天皇

の時トキ。紀元一千二ニ。始めハジメてこの祭マツルを行イひ。公事。嵯

峨天皇の時トキ。紀元一千七シ。始めハジメて齋院イハヒノを置オケる。

尔後シテ三百九十餘年ヒトヒト。土御門天皇ツチミカドノミコの朝チカ以來ヨリ。齋院

の儀ノリ絶えたり。齋院記。貴女抄。

祀



大忌祭

大和國廣瀨神水神を主として。龍田風神と。六御縣の神とを祭り。滂雨の災なく。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。延喜式。北山抄。

風神祭

風神を主として。廣瀨の神。及び六御縣の神を祭り。惡風ふくして。五穀の豊熟を祈るなり。令義解。

鎮華祭

春花の飛散る時。疫癘を鎮過むる為ふ。大神狹

井ノ

の二神を祭るなり。令義解。後世この祭絶えたり。北山抄。江次第。

三枝祭

三枝の花もて酒樽を飾り。率川社を祭るなり。率川カハ

鎮魂祭

天皇の御壽長久。及び御魂を齋鎮する為の祭儀あり。神武天皇の時より始まり。今に至りて

鎮火祭

のほるとふし。令義解。令集。旧事本紀。

火災を防く為の祭事なり。亦太古より行はる。

令義解。延喜式。

道饗祭

惡魅の外より來るものを防遏する祭なり。令義

解。延喜式。

園韓神祭

園神ハ。大物主神。韓神ハ大年神の子と少彦名

命とて。古事記。大倭宮内省に鎮め奉る。古事

記。後世この祭絶えたり。

松尾祭

大山咋神。市杵島姫命を祭る。古事記。本朝月令。大寶元

年始めて社を建つ。江沙本

平野祭

今水神。久度神。古開神。及び比咩神と祭る。貞觀儀式。

延喜式。桓武天皇の時。紀元一千四百年代始めて社を建

つ。類聚三代格。江次第。

春日祭

鹿島香取の二神。及び天兒屋根命。比賣神と祭

る。文德實錄。延喜式。帝王編年記。元明天皇和銅年中。紀元一千

代藤原不比等鹿島神を氏神と崇めたれど。常

陸の地都より遠ければとて。皇后の御為。近
く春日の三笠山より移し奉り。地名不依て春日
神と申す。大鏡及外戚の權盛なるより及びて。齋
女を置き。神封を寄き。その盛なるを。伊勢神宮
より次ぎたり。三代實錄延喜式。日本紀畧百鍊抄。

大原野祭

春日神四座を祭る。桓武天皇延曆中。紀元一千四百四十
代。始めて之を移す。春日社。舊都奈良よりあり
て。皇后の詣でたまふ。本社遠きを以てあり。
延喜式。公事根源。

この他。梅宮神ウメノミヤ今食イマノケ神衣カミ八十島ヤソノシマ御贖ミカドナヒ等小祀の祭
あまたあり。

朝禮の事

我朝家の儀禮。上古以來。歷朝の古例よりた
まひしものといへども。漢土の制をとられしも
のも少く。大寶制令より。貞觀延喜の頃。至
りて其儀大に備はりぬ。今分ちて恒例臨時の二
典とす。令義解。貞觀儀式。延喜式。

恒例

朝賀。これハ。毎年正月元日。天皇、皇后、大極殿より

行幸ありて。群臣の賀と受けたまふ大禮ふし
 て。孝徳天皇以來の儀なり。日本紀 嵯峨天皇の時
紀元一千四百七十年代 小至りて大備内裏式 延喜天
 曆以後。朝拜ふきときい。小朝拜といふこと行
 たる。小朝拜とい。清涼殿ふて行公事 小儀ふ
 り。中右記 又四方拜といふあり。同殿ふて行
 たる。これも後世の儀なり。公事
 元日節會セチエ これい。豊樂殿ブラクデシ まで行公事 儀よ
 て。上古よりありしものなり。日本紀 類聚内裏式 の
 日。曆奏、氷ヒ 樣シ の奏、腹赤ハラカ の奏等あり。

白馬節會

これも。正月七日。豊樂殿ふて行公事 儀よ

馬寮メリヤウ の引馬を見たまふ式なり。當日舞臺と構

へて。舞姫の舞あり。類聚國史 内裏式。

踏歌節會

これも。正月十六日。豊樂殿ふて行公事 儀よ

る。儀ふして。持統天皇以來紀元一千三百五十年代 の禮

なり。古ハアラレハシリといへり。日本紀 釋男

女相唱和して。舞蹈せしむ。後世ハ女踏歌の

行公事 儀ふして。持統天皇以來類聚國史 内裏式。

以上。元日以下踏歌までを。三節會と稱し。年頭

の大禮とをたまへり。後世を皆紫宸殿ふて

行もる。公事
根源。

視告朔 コウサク これハ。毎月一日天皇太極殿小出御ありて。前月の公文を進奏せしむる儀あり。蓋唐

の毎朔の賀小倣へるものなり。延喜式。名。後小

も。四孟月或ハ二孟月小のみ行もる。目抄。細。後小

一ハ。亂世の頃小及びてハ。全く廢れたり。

射禮 シヤライ これハ。上古より行もる。大寶の制。正月中

旬を以て式日とも。天皇豊樂殿小出御し。親王

以下初位以上の射法と見たまふ儀なり。日。本

聚。國史。令。義。又射禮の翌日行ハる。を賭射と

解。内裏式。

云ふ。近衛兵衛の舍人等をして。射さしむる儀

あり。是等の事後世大らた廢れたり。公事。根源。

駒牽 コマヒキ これハ。四月下旬天皇武德殿小出御あり

て。諸牧の馬を見たまふ儀あり。後世廢れたり。

貞觀儀式。延喜式。公事。根源。西宮記。

荷前 ノサキ これハ。歳末は諸國貢調のものを擇び取

て。天祖を始め奉り。相嘗は預る神社。及び歷代

の山陵等小。幣物として奉りたまふを云ふ。延喜

式。釋。日。本。紀。 貞觀延喜以來。遠陵近陵の制を立て。十

陵四墓とふして。勲功の臣も幣帛と頒ちた

まふととなれり。三代實錄類聚符これも。足利氏宣抄古事記傳の季世より廢れたり。

國忌 これハ先皇の崩日と祭らるゝて引本朝月令ふて。持

統天皇の時より始まる。色葉字類抄大寶の制。

僧を請して轉經禮佛せしむ。治部省の掌る所

あり。延喜式後世東西兩寺にて行ハる。維新の

後ハ。宮中皇靈殿ふてこの御祭あり。

この他、端午、曲水、菊宴、藤花宴、相撲等の儀數多あり。

臨時

即位 太古の世。即位の禮詳ならず。太祖神武天

皇橿原莫都以來。禮制漸備せり。隋唐の交際

開けてよりハ。神器奉上の禮。其他三四の儀を

除きてハ。概彼邦の制又倣ひたまへり。參取日本紀真

觀儀

さて即位と踐祚とハ。もとその別なく。淳仁天

皇までハ。受禪の日直又即位ありしふ。光仁桓

武平城以後。紀元一千受禪又踐と即位と時月

を隔つるふ至れり。爾後遂ふ例とふり。式をも

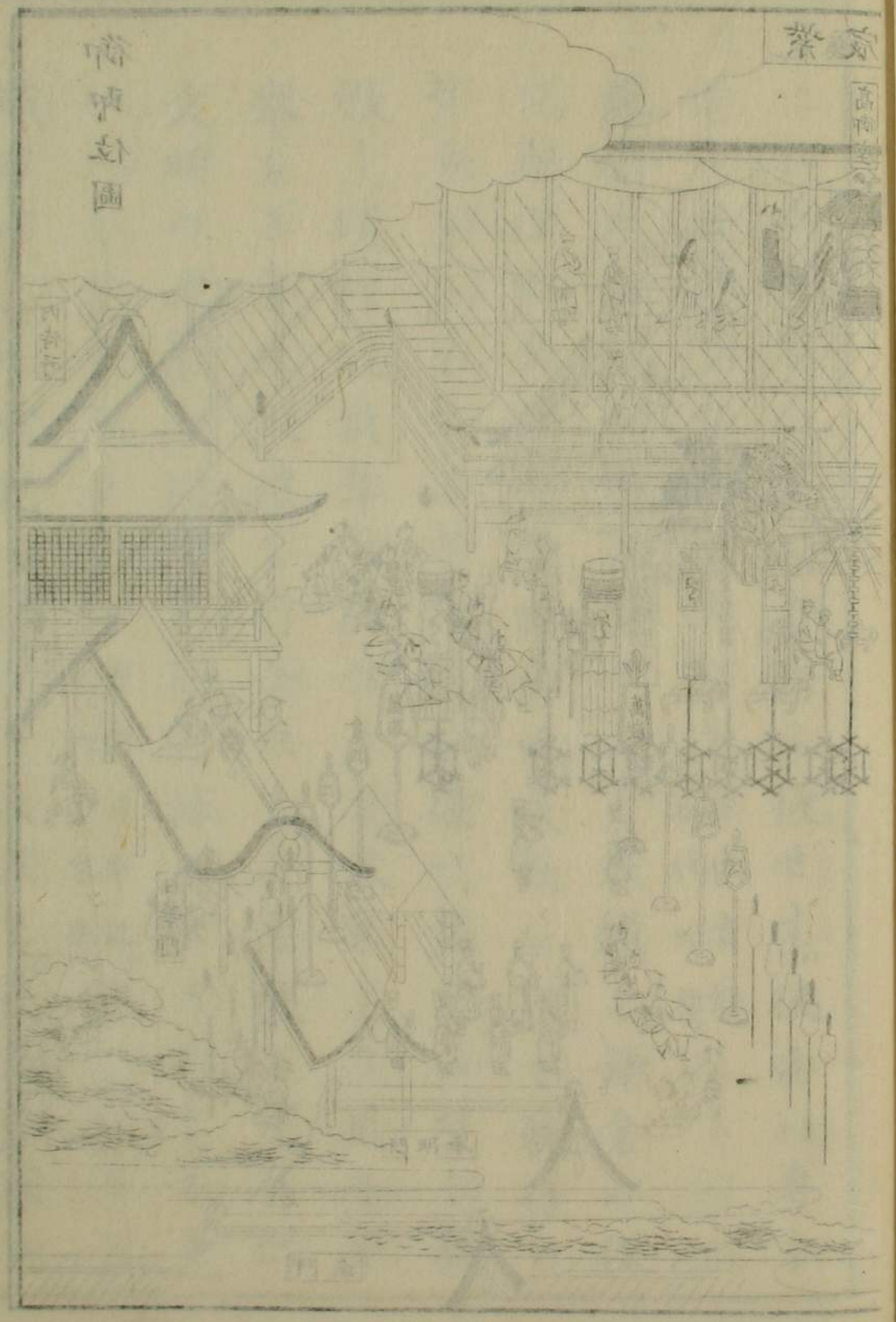
別又せらる。踐祚讓國の儀ハ南殿紫宸にて行

これ。即位の禮ハ太極殿にて行む。一ハ神器
傳承の儀よしして。一ハ百司萬民よし告げらる。
禮なり。貞觀儀式。皇位繼承篇。

天皇即位の後ハ。天神地祇を祭り。齋宮齋院と
ト定し。まゝ。特ニ使を遣ハして。伊勢ニ幣帛を
奉らる。之を由奉幣と云ふ。まゝ。太上天皇。及び

皇太后の尊跡を奉り。諸山陵功臣の墳墓等へ。
事の由を告らる。禮あり。令義解。延喜式。北山抄。江次第。

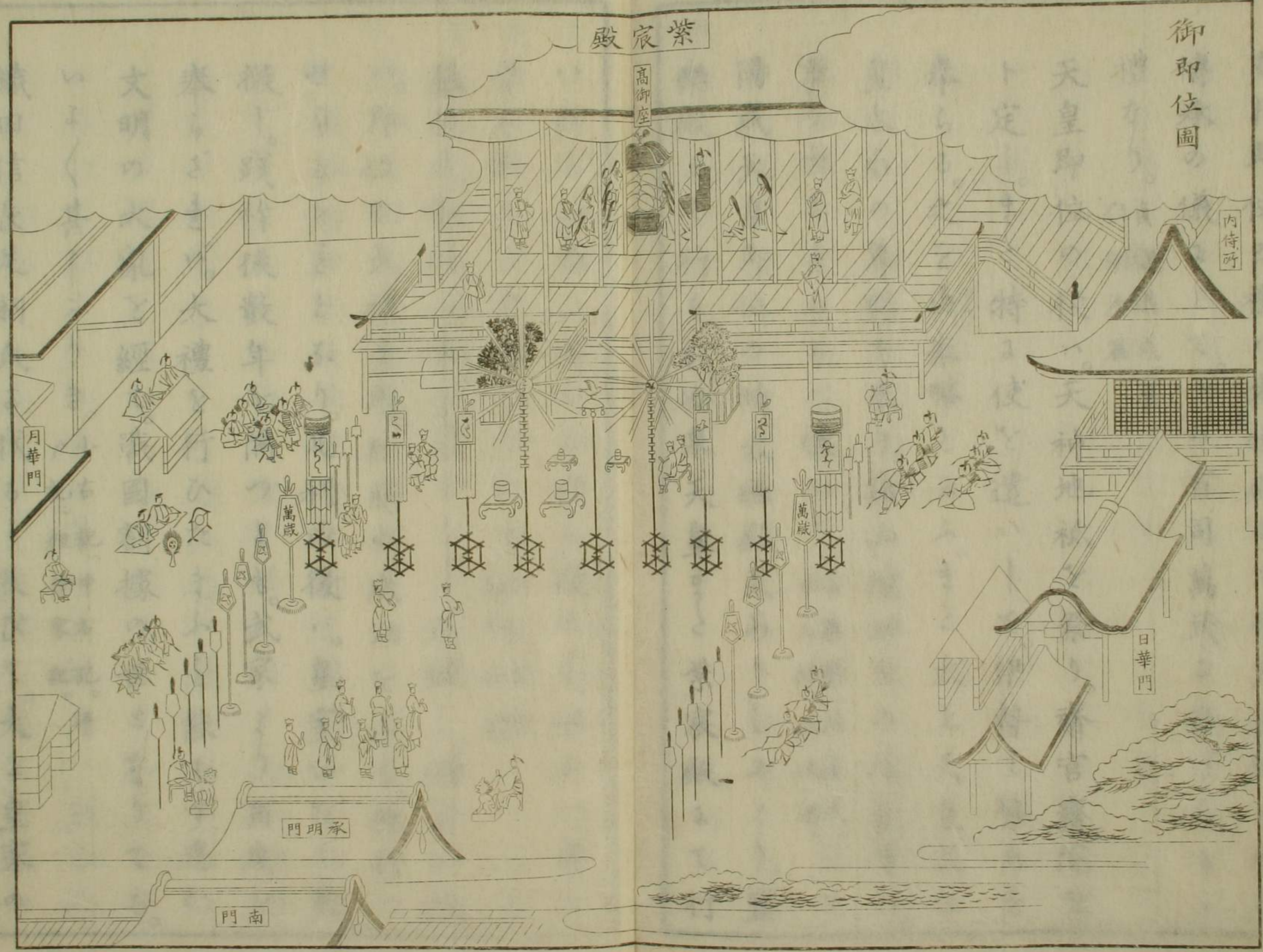
陽成天皇即位の時。太極殿災ありしより。豊
樂殿にて行む。冷泉天皇まゝ。紫宸殿にて行



紫宸殿圖

御即位圖

紫宸殿



高御座

内侍所

月華門

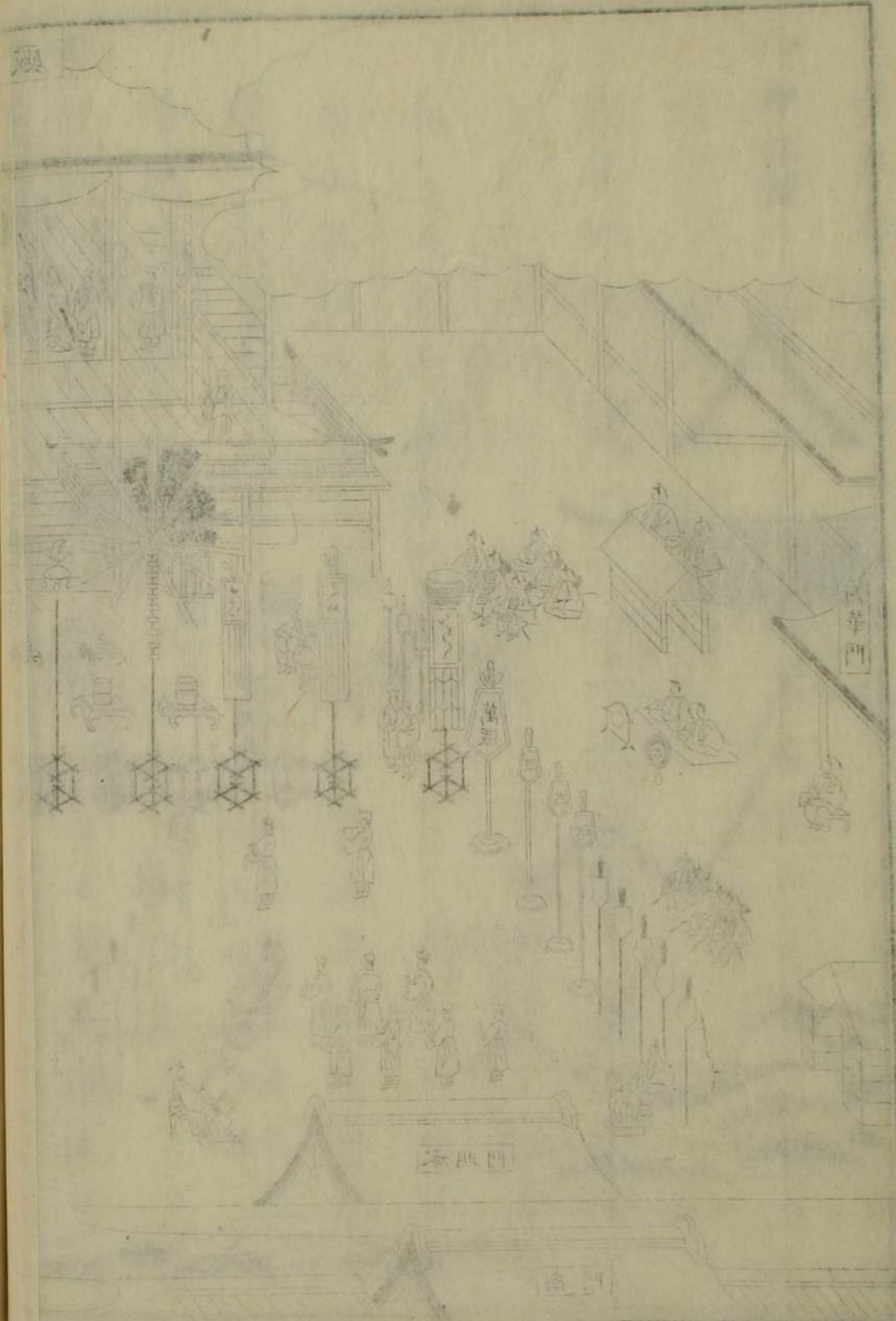
承明門

南門

日華門

萬歳

萬歳



されし以來。遂に古禮を復せず。後小い専ら
 紫宸殿以下の儀とあれり。三代實錄。御代始抄。
 藤原氏執政以來。皇室やうく衰頽し。鎌倉以後
 即位の大禮も。率_子臨時の成功と以て。執行
 せらるゝとふり。足利以後。皇室いたく衰
 微し。踐祚後數年を隔つとも。武家より用度と
 奉らざるをば。大禮を行ひたまふと能はず。應仁
 文明の大亂を経て。戰國割據の世となりてを。
 いよく甚しかりき。小右記。中右記。平
 戸記。粗井家記。
 織田信長足利氏に代るり及びて。大に皇家の

禮典と。復興せむ志ふりし。遂は果さば。徳川氏執政の頃より。四方無事なりければ。踐祚後一年を隔て。即位の禮を行ひたまふことなまり。その儀素より貞觀延喜の盛ふ及むずといへども。大は中世の衰を起したり。信長記。近代公事次第。維新後明治元年即位の禮と舉行せられ。臣民再び祖宗の遺典と。仰望をるを得たり。

立后 すで。小后妃の茶といへり。

立太子 す立太子は。皇后の所生を以てまると法とす。紫宸殿よての儀あり。日本紀以下國史。延喜式。江次第。

元服 すこれ。天皇初めて首服を加へ給ふ儀として。清和天皇以來紀元十一年代の例あり。三代實錄。元服私抄。維新後廢せらる。

大喪 す大喪の禮。太古以來略備はれり。上古は。殯宮大夫ありて。殯殮の事を掌り。遊部イリベの民ありて。梓宮イハ供奉するを職とせり。日本紀。古事記。今集解。大寶の制。治部省として凶儀を掌らむ。今義。その作法。時々臨みて定制あるとふし。禮樂初の持統天皇火葬と始めたまひ。聖武天皇佛式を用ひられしより。古制次第は變替し。歷代概

薄葬に從ひ。山陵國忌を興さず。後光明天皇崩御の時。火葬の儀を止められき。續日本紀以下國史。正保野史。

朝覲。これハ天皇、太上天皇、皇太后を省覲して。孝道を盡したまふ儀にして。嵯峨天皇の時より始まる。類聚國史。公事根源。

御賀。これハ。天皇の寶算四十或ハ六十不滿たせたまふ時。中宮、太上皇、太子、諸親王、大臣等より。賀辭賀物を上る儀あり。類聚國史。北山抄。

この他猶多あり。兼平天曆以降。紀元一千六百年代朝政年と逐て衰頽せし

る。恒例臨時の禮典共小昔日の如くならず。却て瑣小の儀文を逐ひ。之を年中行事と稱す。それも鎌倉以來。武門專制の世を経て。多クハ廢滅し。維新の後。恒例の公事より。朝賀四方拜等と存せしるども。其式ハ大ニ沿革せり。

又廢朝廢務といふ事あり。廢朝ハ天皇朝政小臨みたまはざるの事。諸司の政ハ恒の如く。廢務ハ諸司もべて政をせざるなり。さて廢朝ハ概三日小して。廢務ハ多クハ一日ニ限るとなり。これ萬機の政ハ。數日棄ておくべらざるニ依り

てなり。禁秘抄
西宮記

大寶の制。大陽虧けたる時ハ。天皇事と視たまは
レ。百官各本司を守りて。務と理めど。又先皇の崩
日を廢務とす。其廢朝ハ。天皇二等以上の親。及び
外祖父母。右大臣以上。若ハ散一位の喪等ホシテ。
天皇事と視たまはざると三日。又三等以上の親。
百官の三位以上の喪も。天皇事と視たまはざ
ると一日なり。令義を解もく。廢朝の時も。音奏警蹕
を止め。内印を請いど。清凉殿の御簾と垂る。禁秘抄
近來廢務の事をたれて。廢朝の抄と行なる。又御物

忌として。陰陽家の説盛イも行われて。凶會日。坎日。復
日イかどイつイふイともありイ。拾芥抄。明治維新の後イハ。
廢せられイたり。

詔勅の事

上古も。王言總てこれを。ミコト又ハオホミコ
トと稱へたりき。隋唐の制と採用せらイるイ。及
びて。詔勅の制あり。日本紀
凡、臨時の大事ハ詔と稱へ。尋常の小事ハ勅と稱
ふ。されバ。儀と整へ。百官と集めて。宣聞イとるイと詔
とイなり。然らイざイらイばイを勅とイふイを。故イハ外國使イハ

命と傳へ。改元、改錢、大赦の類を詔書と稱へ。自餘
を勅旨といへり。令義解。西宮記。

凡、大事と。外國使よ宣とる詔書よは。冒頭アキツミカミに。明神アキラシメノカミ
御宇アキラシメノカミ日本、天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その次事よ

ハ。明神御宇、天皇、詔旨と云ひ。朝廷の大事よを。明
神御大八洲オホヤシマクニシロシメス天皇、詔旨と云ふ辭と冠し。その中事

よハ。天皇詔旨と云ひ。小事よを唯詔旨と云ふ。そ
の結語よを。俱よ咸聞ケと云ふ辭と置く。令義解。

凡、詔書を出したまふむ中務ふを。まづ内記中務に
命じて。草案と作らしめ。可ケなる時ハ。その年月の

下ふ。日と宸署ニしたまふ。御畫日訖とバ。中務卿と
召して。之を給ふ。卿受て大輔よ宣と。大輔奉トて。

少輔よ付と。即、御畫日あるレれハ。留めて案と為
し。別ふ一通を寫して。太政官よ送る。太政大臣以

下連署して。大納言更よ之と覆奏と。この時。年月
日の次よ。可字と宸署ニしたまふ。即、御畫可ケあるも

のと留めて。案とケり。別よ數通を寫して。天下に
發行と。その式左の如し。

詔書式

明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞

年月日

中務卿位臣姓名宣

中務大輔位臣姓名奉

中務少輔位臣姓名行

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名等言

詔書如右請奉

詔付外施行謹言

年月日

可

中務卿若しあらざる時ハ。大輔の姓名の下ニ。宣
と注シ。少輔の姓名の下ニ。奉行と注シ。大輔と
在らざる時ハ。少輔の姓名の下に。併せて宣奉行
と注シ。若し少輔以上あらざる時ハ。餘官の見在
る者これヲ准む。令義解。内裏式。勅旨式ヲ。勅命と受き。行者。直ニ中務省ヨ来リ

て之と傳ふ。御畫日なり。中務省覆奏畢れば。式ふ
依り署を取り。太政官よ送る。官更よ覆奏せむ。故
よ御畫可の儀もなし。この他。論奏、奏事、便奏の式。
皇太子令旨、啟、奏、彈等の式あり。御畫日ハ或ハあ
り。或をな。令義解。内裏式。

勅旨式

勅旨云々

年月日

中務卿位姓名

大輔位姓名

少輔位姓名

奉 勅旨如右符到奉行

年月日

史位姓名

大辨位姓名

中辨位姓名

少辨位姓名

維新の後。詔勅異式なりといへども。大事より詔
と稱して。勅と稱せむ。その他。勅諭勅語の別あり。

詔勅の式ハ。一ふくむといへども。首ハ詔勅の旨
を書き。終りに大臣名を署する例ナリ。圖書寮
記録
又宣命センミツといふもれあり。邦語を以て。王言を臣民
ハ宣布センブツもる義ナリ。上代も。總て言詞を以て。宣布
せしと。漢文の詔勅の制定ありて後も。神社山陵
の告文。即位。立后。立太子。任大臣等の大事ハ。猶
國語を以て宣告ケンコウなり。之を宣命と稱して。漢文の
詔勅と並び行なれり。延暦以後宣命の用。漸一
變し。神社山陵の告文。恒例の公事ハ。用ふる
ととなりしほど。即位。大嘗會等の大儀ハ。猶宣

命大夫の宣制の儀ありしハ。古禮の存せることナ
かり。さして朝儀の宣命と。神社山陵の告文とハ。近
代まで行なれ。詔勅の外。別ハ一体ありしナリ。禁
秘抄。北山抄。類
聚符宣抄。
維新の初ハ。神祇山陵の告文ハ。之と用ひし
る。後宣命の稱を廢し。天皇親祭したまふも。御
告文と稱し。勅使の奏もるを。祭文と改めらる
たり。圖書寮
記録
又宣告といふ所り。もと勅旨と宣傳もるの義よ
りおこれり。然るも。その後一轉して。別ハ口勅を

傳宣もる。一の簡便法といなりたり。宣旨も種々あり。大臣宣し。辨官奉むるものを。大宣旨といひ。大臣より。辨官も傳宣して。在京諸司も下さしむるものを。小宣旨と云ひ。辨官より。太史も傳宣して下さしむるものと。口宣と云ひ。辨官より國司も下さしむるものを。國宣旨といふ。此他宣旨と下すは先ち。太政官より下さしむるものあり。これと官宣旨といふ。維新の後。總て是等の名稱も廢せらる。令義令集解。西宮記。圖書寮記録。印璽の事

大寶の制。印璽も内印外印の別あり。内印は方三寸。文も天皇御璽とあり。御所に收めて。少納言への請進を掌る。五位以上の位記。及び太政官より下さし詔書勅書。官社も預る神祇。得度。還俗。官貢も増減し。驛傳も遣し。驛鈴を下し。新任の國司。諸司外國も在る者の任も赴き。五位以上畿外も出て。兵庫器仗と出納し。正税と用ひ。課役を蠲免し。調庸物色を輸し。又人も官物。公地。封戸。雜田と賜ひ。收穀を遷し。百姓籍も附き。貫も移し。姓を改め。蕃人國も還る時の馬。又郡驛も廢置し。罪も斷じ。禁

内印圖 原圖四分一



天平勝宝
八歲七月
八日天平
宝字四年
七月廿三
日勅書所
印

外印圖 原圖四分一



貞觀九年
八月官牒
十八年
月口日官
符内印

制し。賤と放ち良より従ふ等の類
あり。并ふ内印と請ふ。これを璽
書。まゝ内文と云ふ。令義解類聚
外印ハ方二寸半。文又太政官印
こあり。六位以下の位記。及び太
政官。諸司。諸國。下と文案。印
し。少納言。これと監視と。之と外
文と云ふ。
凡内外印と請ふ文書ハ。外記。細
に。檢察を加へて。印と檢と。諸

石山寺什太政官符縮寫

政官符治部省

石山寺什太政官符縮寫
學僧空海
石山寺什太政官符縮寫
二年四月六日出家
奉行
左大史正六位上藤原真象
四年九月十一日

中古官の文書に印璽を鈴を以て狀概此の如し

省臺察司坊の印ハ。方二寸二分ナリ。弘仁以來。藏人所とおられしより。少納言の職掌藏人又遷れり。これ中古以後の變ナリ。類聚符宣抄。北山抄。職原抄。維新のちどめハ。旧式に依らしむ。後内印外印の稱を廢し。御璽及び國璽の二となす。御璽を方三寸。專ら朝廷の大事ふ用ひ。國璽を方三寸。文よ大日本國璽とあり。外國ふ對する時了。多く用ひらる。圖書寮記録

改元の事

上古よは年號なし。孝徳天皇元年乙巳の歳と。大

化と號せしむ。これ年號の始めナリ。六年。長門より白雉と獻するもあはよりて。白雉と改められぬ。その後。齊明天智の二帝ハ。年號と建てらる。天武天皇の時よ。白鳳朱雀の號あり。持統天皇の時よ。文武天皇五年。對馬より金と貢せしと以て。大寶と号けらる。以後歷代相沿て。即位。祥瑞。災變等よる。改元せしむ。例となれり。日本紀。續日本紀。以下國史。又辛酉甲子の年よハ。必改元あり。之と革命と云ふ。蓋漢土緯書の説より起りしものなり。革命勘文。

又一部一元と云ふとありて。六甲六十年と一元とし。壬戌より始まりて。辛酉より終る。是を二十一合せよふと一部と云ふ。部より辛酉より始まりて庚申より終る。神武天皇元年辛酉より。齊明天皇庚申より。千三百二十年。これと一部とを。同天皇二年壬戌より。推古天皇九年辛酉より。千二百六十年。これを廿一元とす。この年数同じらるる理由を。部首辛酉の年より。一元六十年と除きて算ふべきなり。これより。辛酉の年改元ゆふとなり。通制度 明治元年より至り。勅して從來の例と改め。一

代一號を用ひらるると定められり。憲法類編

古來年號を定むるは。先づ學士として。文字を擇む。その吉凶を討議せしむ。これを難陳と云ふ。議定りて奏聞をれば。天子もづその号と宸署したまひ。さて後詔を下して。天下より布告したまふとあり。この儀近世より至るまでかゝるとふし。禁秘抄 改元記。

頒曆の事

我邦より曆を用ふるとい。推古天皇の十二年に始まる。紀元一千二百六十四年然れども其前既に曆數なり

ふあ〜。三年八年とらぞへ。八日七夜といふが如き。或は春夏秋冬と神の名も負ひしが如き。神代より其稱見えたり。日本紀。されど其人存せざれむ其法も傳へらむ。委しき事知るも由なり。たバ月の明晦よりて。十二月と分ち。氣候の寒燠よりて。四時と定め。極めて粗略なりしものなるべし。固より簡樸の世れ事なれば。精密なる推歩の術なくとも。事足りぬべけむなり。參取。真曆考。天年と月とふ干支を配する事とい。漢土の曆法

渡りて後のことなり。古史も是歳大歳甲寅ふといひしをく書きたるを。史官の逆算して當てたるなりといひり。
 外交開きし後不及び。欽明天皇の十四年。紀元一千二百年。百濟國も勅して曆博士と番上せしめ。曆本とも徴されし。いふなる故なり。五十年を経て。推古天皇の十年。百濟僧觀勒來朝して曆本と獻ず。陽胡史祖玉陳として其法を學びし。十二年正月より始て曆日を用ひらる。畢竟諸制度漸く漢土も倣ふに至り。曆日も彼と同じきが便よけ

ればなほべし。此後曆法度々の變改あり。日本要紀

畧。參取。白石遺文。

元嘉曆 推古帝の十二年正月より行へる。即上

べたるもの。儀鳳曆 持統帝の四年百紀元一千三より兼行へ

る。儀鳳曆 後専ら儀鳳曆を用ひらる。日本紀三

大衍曆 淳仁帝天平寶字七年百紀元一千四より

用ひらる。續日本紀

大衍曆 文德帝齊衡三年百紀元一千五より兼用

五紀曆 文德帝齊衡三年百紀元一千五より兼用

ひらる。文德實錄

宣明曆 清和帝貞觀三年百紀元一千五より用ひ

らる。三代實錄 此曆行ハる。事八百二十餘年。最久

し。されど曆法の精しきまはあへん。時ふ錯誤

ありしものども。朝政衰へ世亂きて。其差謬を正

ともぬふらうり。故なり。取百鍊抄。年中行事秘抄大意。

貞享甲子曆 靈元帝貞享元年百紀元二千三より

用ひらる。これより以前の曆ハ。皆支那の成曆

と採りて用ひらるしと。此時澁川春海元明の

曆を參酌して新ふ造りしものなり。文藝類纂

寶曆甲戌元曆 桃園帝寶曆四年百紀元二千四よ

り

天平勝寶八歲具注曆 觀古禱帖所載縮寫

廿一日辛巳金除	歲位天恩母倉狹宅療病以竈克	陰
廿九日壬午木滿	歲位天恩母倉狹宅療病以竈克	陰
廿日癸未木滿	歲後天恩九吹殿	足政
天氣西行	正道丁亥月教在辰七府在寅	時甲庚方乾英良
月德在庚	人道丁亥月破在庚取庚七者	丙午坤癸丁

嘉元五年具注曆 柏木正矩所藏縮寫

嘉元五年具注曆曰	丁未歲	凡三百五十四日
大歲在丁未	大將軍在卯	大陰在巳
歲德在北宮土	歲刑在丑	歲破在丑
歲教在戌	黃幡在未	豹尾在丑

貞應二年癸未假名曆 好古日錄所載縮寫

六月大	あり
一	あり
二	あり
三	あり
四	あり
五	あり
六	あり
七	あり
八	あり
九	あり
十	あり
十一	あり
十二	あり

延寶四年片假字曆 同上

十月大	トウウニワニアリ
一	あり
二	あり
三	あり
四	あり
五	あり
六	あり
七	あり
八	あり
九	あり
十	あり
十一	あり
十二	あり

と用ひらる。安倍泰邦澁川光洪等の撰定せし
所なり。文藝類纂

寛政曆 光格帝寛政十年紀元二千四百五十八年より用ひ

らる。これ麻田剛立の門人高橋至時間重富等。

幕府の命と受け。清曆ふ據りて推歩考訂せし

所なり。星學史

天保壬寅元曆 仁孝帝天保十三年紀元二千五百零二年

より用ひらる。幕府洋曆と參酌して造れらる

り。星學史

太陽曆 今上の明治六年紀元二千五百三十三年より行へ

明治史要

推古の朝ふ支那の曆法を用ひしより。凡十度改

まりたり。

大寶の制。中務省の被管ふ陰陽寮あり。天文曆數

と掌り。曆博士曆生等ありて。曆を造り及び其法

を傳習と。年毎ふ預め來年の曆を造り。中務省ふ

申して奏聞し。畢て内外の諸司ふ給と。後世まで

もこれを御曆奏とて。禁中の一儀式とふなり。今義

解。延喜式。北山抄。公事根源。

中古。曆ふ具注曆と。七曜曆乃二種あり。共ふ卷本

よて。具注曆ふも假字本あり。當時板行の事も希なりきれば。皆謄寫して之を傳ふ。其體式の圖よ示をが如し。後世頒曆行とれざるしより。民間ふの私曆と造りて通用するもの往々あり。伊勢曆。三島曆。會津曆などの類あり。文藝類纂

宮殿の事

太古よも。宮殿と稱へてミアラカ。或ハミヤといへり。千木チギと上げ。鯉木カッラギと置く。今の神宮の制乃如し。應神天皇以來。紀元九百年代韓國の工人。屢渡來して。建築の法。稍く彼風と交へ。猪名部イナベ、工人とつゝ者

の一族専ら之を掌りふも。皇極天皇の時。始て唐風オホヤスミトリの準據して。大安殿オホヤスミトリと作らる。日本紀古事記文武天皇。大寶元年。詔して宮城建築の制と定む。元明天皇の時。平城宮を造る。然れども共ふその詳あると知る能く。桓武天皇。延暦十三年。紀元一千四年都を山城國葛野郡宇陀邑よ遷し。宮城と經營と。これを平安城と云ふ。南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈なり。こゝこゝふ於て。結構規模大よ備ふれり。朝堂院。豐樂院。内裡。中和院。武德殿。真言院。等あり。その他。官省寮司皆この中ふ

有り。續日本紀拾芥抄。

大極殿ハ。朝堂院又ハ省院の正殿云ふ。天皇朝政と聽きたまふ所なり。後房と小安殿と云ふ。正殿前東西ふ分きて。昌福、含章、承光、明禮、暉章、康樂、東延休、含嘉、顯章、延祿、修式、永寧以上の十二堂あり。又蒼龍、白帟、栖鳳、翔鸞の四樓。及び東西の朝集堂あり。

豐樂院ハ。宴會を行ふ所云ふ。正殿を豐樂殿と云ひ。後房を清暑堂と云ふ。左右ハ東華、顯陽、觀德、延英以上。西華、承歡、明義、招俊以上の八堂。並ハ栖

霞霽景の二樓あり。

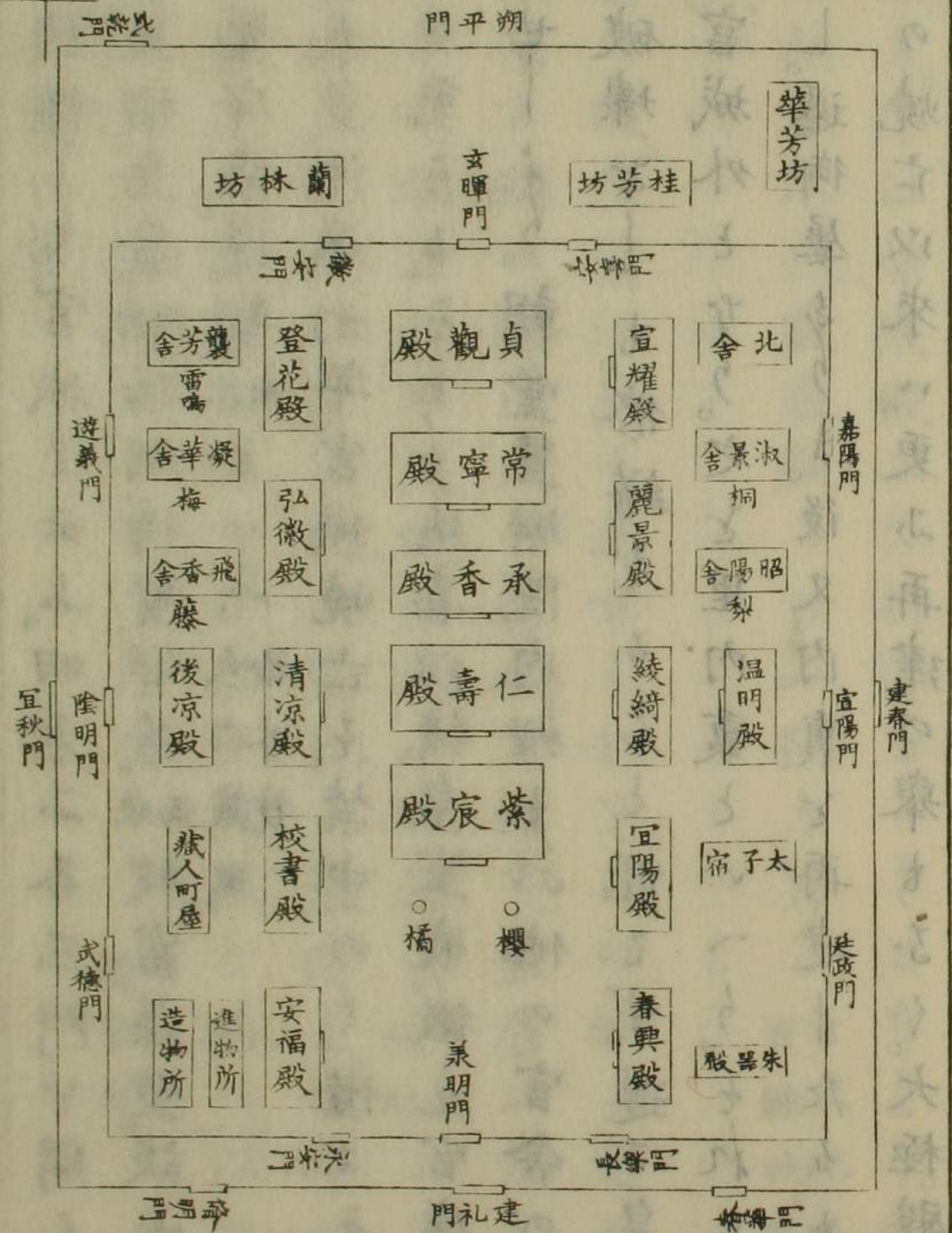
真言院ハ。豐樂院の北云ふあり。僧侶の參集して。修法をる所なり。

武德殿ハ。真言院の西云ふ有り。もと馬埒殿といひ。騎射競馬等と觀たまふ所なり。

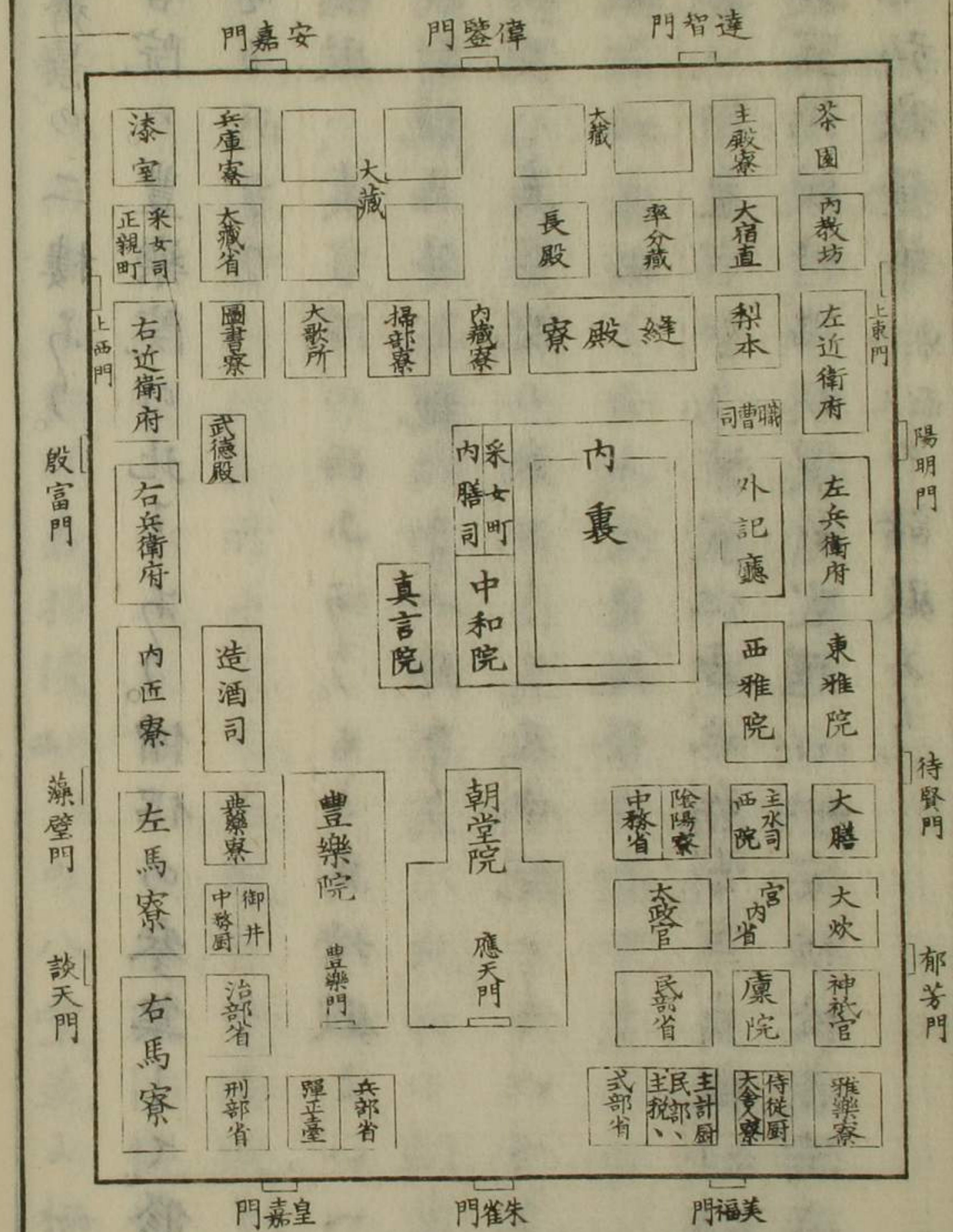
中和院ハ。真言院の東云ふ有り。又中院ともいひ。正殿を神嘉殿と云ふ。天皇親祭の所なり。

内裏ハ。即皇宫なり。紫宸、仁壽、承香、常寧、貞觀以上。春興、宜陽、綾綺、溫明、麗景、宣耀以上。安福、校書、清涼、後涼、弘徽、登華以上の諸殿あり。

內裏之圖



宮城之圖



皇極經世一

卷一

陽明門

待賢門

郁芳門

遊義門

宜秋門

武德門

嘉陽門

宜陽門

建政門

之を總稱して宮城と云ふ。四方各各三門を開く。

朱雀。美福。皇嘉。南陽明待賢郁芳。東面殷富。藻壁。談天。

西面偉鑿。安嘉。達智。北とりふ。大内裏圖。拾芥抄。

高倉天皇。治承元年。宮城焼亡も。禁中のと僅よそ

の災を免ある。そとく延喜以後皇室衰微し官庫

空乏せしより。朝堂豊樂院内裡そ其他の官舎の

顛倒破壊としも。修繕とること能えず。遂は皇

居を宮城外となり。之と里内裏といへり。それも

焼亡し。遷御屢ありき。後又内裏と再建したるも。

治承の焼亡以來。更ふ再建の舉もふく。大極殿

の儀も。率に紫宸殿ふて行なふことなり。武

門執柄以來。益衰頽よのみ陥りたり。日本紀略。百鍊抄。盛

衰記。江次第。

維新の後。皇駕江戸に遷幸し。都をこの地と定め

て東京と稱へ。徳川氏の舊城を以て。皇居ふ充て

られし。明治六年炎焼以來。赤阪離宮旧紀伊と

假皇居となし。たまひ。更は舊地を築造し。本年一

月工事了り。古制を依りて。之を宮城と稱へ。以て

萬代不易の宮殿といひたり。明治史。要。官報。

山陵の事

山陵古ハミハカともいひ。又ミサ、キともいへり。神代の三陵ハ。今も日向國ニありといへど。其制ハ明らぐず。神武天皇より後ハ。大抵丘ふよりそへて御陵と作る。大凡開化天皇の頃より後ニ至りて。次第ふ備そりぬ。其制山ニ依りて築き。大抵前と方ふ。後を圓くして。三段ニ造り成したるものなり。圓き方と高くして。此下ニ石擲を設けて御棺と納め奉る。方なる方々や、平まして。圓き方と前後相接を。其間ハや、卑し。左右ふハ圓き丘と築き。四圍ニハ池溝を鑿廻らせり。

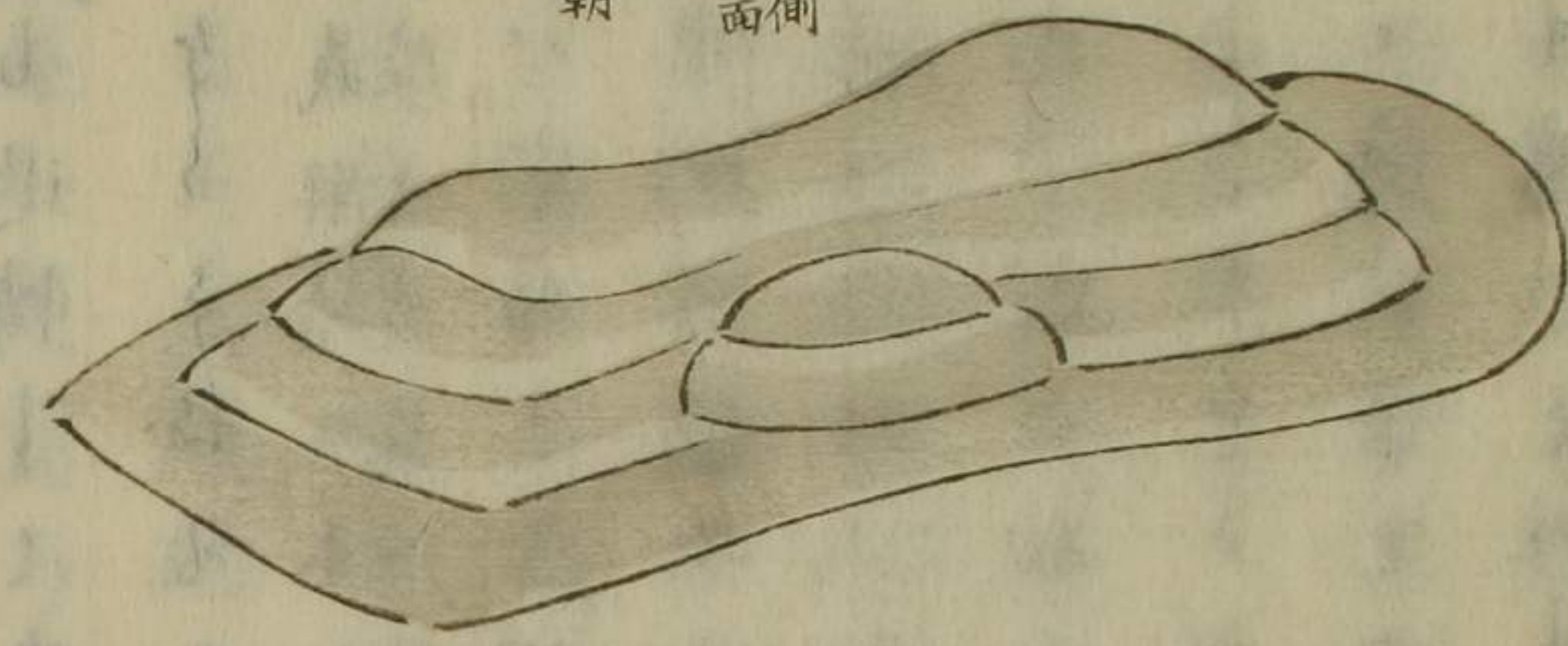
用明天皇より後ハ。紀元一世紀二百年代この制聊變り。方なる方ハなくして。圓丘のそとなる。山に依りそへたるもあれど。平地ふ土を盛りて築きたるもあり。其中ふ石室と設けて。石棺を納め奉る。石を疊にて墓道とし。室内に往来せらるべく。造りたるもあふなり。いづとも北域方二三町ありて。廣大なるも乃ふ。中にも仁徳天皇の山陵ハ。方八町ありて諸陵中最高大なり。然るふ。持統天皇始て火葬ふせさせ玉ひ。元明天皇と遺詔して。薄葬せしめられしるバ。之より

陵制漸く卑小なりきり。それも朱雀帝以後元紀。
 一千五六 設けらるる。大抵火葬の後。御骨を二寺
 塔二納むること一なり。武家の世ふなりて。京都
 の泉涌寺を以て。毎二御葬地一といふ一たまひた
 りき。山陵志。前王。廣陵
 大寶の制。治部省の被管二。諸陵司ありて。大喪山
 陵の事を掌れり。天平中二は。臨時一ふ山作司山陵
の職。養役民司。其役民を救 などの職を設けられ
なり。職。助。す。る。職。 こともあり。陵地二は。陵戸一として。陵守の民を置
 られ。陵毎二不定一。貞ありしなり。朝廷衰へてより。

これらも退轉して。御歴代の中二は。山陵の所在
 未分明なり。とはもあるを。か一ひき御事とつふ
 べし。令義解。續日本紀。山陵志。陵墓一覽。
 我邦二は。宗廟一として。祠社ふして。祭ることいふし。
 されば中納言藤原吉野は。山陵は猶宗廟の如し。
 も一宗廟をければ。臣子何を以て仰がむと言ひ
 こと一あり。斯の如くなれば。古山陵をば。甚尊崇
 して。中も重なり。十陵を近陵。其外を遠陵と定
 めて。年々荷前幣を立てられ。又事あまり。臨時ふ
 勅使も遣はられしことなるが。武家の亂世も

上古山陵圖 側面

自前世至敏達天皇朝陵制如此

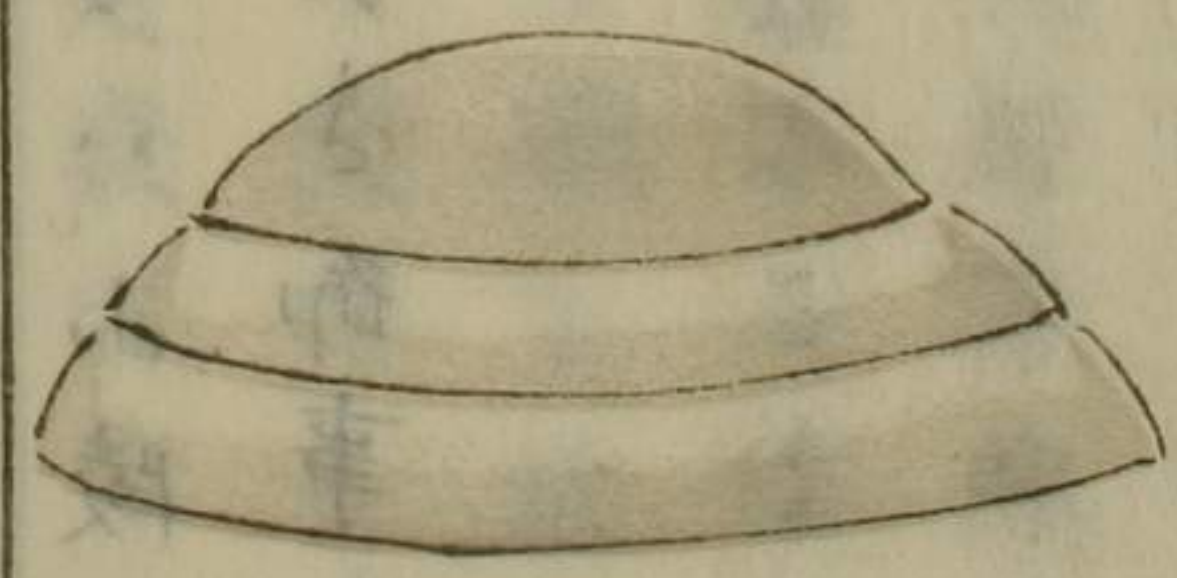


同上 平面



中古山陵圖

用明天皇朝以後陵制大抵如此



い。かゝること絶えりしを。近代古も復さるせ
たまひぬ。續日本後紀。延喜式。儀式。山陵志。

樂舞の事

歌舞音樂の事。太古よりそやく有りそめて。專
ら祭祀及び饗宴に用ひられたり。三韓内附する
よ及びて。各その國の樂を獻じ。推古天皇の時。厩
戸皇太子。主として之を佛事齋會に用ひらる。隋
唐の交際開けて以來。彼土の樂も傳來せり。古
本記。日。大寶の制。雅樂寮ありて。文武の雅曲。正儻。雜
樂と掌る。爾來我國の古風と。大歌立歌と稱へて。

嚴シき朝會アサノミ不用ヨクひ。久米舞クメノマシ。吉志舞等キシノマシノトナリの類トナリを。大祀
の時トキ又マタ奏ソウせられ。唐三韓トウサンカンの樂ガクハ。佛會ブツノミ及びヨリ内宴ウチノミ不
用ヨクひらるルこと。ちりき音義解歌舞。令ノ義解ノ歌舞ノ。
聖武天皇の時シムムツノミカドノトキ。紀元キゲン一千三百イッセンソウ天竺テンシクの僧渡來ソウワして。
彼土ソノツチの樂ガクとも傳ツタへ。弘仁承和コウニジュウワ以來イザレ紀元キゲン一千イッセンハ。唐
樂ガクの専マカら流行ハヤして。古風コフウの樂ガクを。纔シカ不レ大嘗會オホノチノミの
如スき。神事カミコトのみ存タし。延喜エンキ以後イノチ紀元キゲン一千イッセンハ。朝會アサノミ
も。唐三韓トウサンカンの樂舞ガクノマシの不用ヨクひらるルこと。ちりき音義解歌舞。令ノ義解ノ歌舞ノ。
樂遂ガクノマシ不レ廢レれ。爾來ニハ催馬樂カイバガクといふ歌謠カク盛シ不行ハヤ
これ。後ノチ又マタハ。朗詠ロウゲイ。今樣イマノサマ及びヨリ田樂タガク。猿樂イヌガクの滑稽カク白拍ハクハク

子の女舞等メノマシノトナリ次々ツギツギ不行ハヤえれて。遂シ不レ各オノオノ其家ノチノチと為ナる
不レ至レれり。歌舞音。
鎌倉カマクラ以來イザレ。北條氏キタヤウジの時トキハ。田樂タガク最盛モトモト不レ行ハヤ。足利氏タシロウジ
の初ハジメ又マタ至リりても。尚ナカ衰シへざりシ。終ノチ又マタハ。僧家ソウカの
延年エンネン。及びヨリ白拍子ハクハクシ等ノトナリの舞態マシノカタ不レ據レり。能ノといひて。一
種シユの巧カクなる舞マシをおこし。寶生ホウシユ。觀世クワンセ。金剛クワンガウ。金春クンシュの四
座サ。其業ノチノチと盛シ不レ行ハヤ。古コへの猿樂イヌガクの滑稽カク。狂
言キヤウゴンとナリ。又マタ中古チュウコの末ノチより。琵琶ヒバ法師ホウシとて。平家
の物語モノガタリと。琵琶ヒバ不レ合ハせて。謠カクふこと流行ハヤして。足利氏タシロウジ
の時トキ又マタハ。一變イツベンして。やゝ俗ソク不レ近チカき淨瑠璃ジユウリとナリ。

三絃渡来して後慶長の頃より。紀元二千それ小合せて語ることもなりて。種々の新曲も起り。多くの流派を生じしり。舞も白拍子の舞。變じて曲舞。幸若となり。又變じて阿國が歌舞伎となり。終ふい人情世態を。其まゝ寫せる。今の演劇といふれるなり。歌舞音いま古へは行なれし。舞樂の重なるものを舉れば。左の如し。

久米舞。大嘗會の時小行する。琴取二人。舞者八人。大伴琴と彈じ。佐伯刀を執り。蜘蛛斬の状を作す。今義解。貞觀儀式。二氏供奉して。世々絶ゆる。

ることなし。

隼人舞。大嘗及び新嘗會の時行する。火闌降命の子孫。世々相傳へて之を供奉す。

五節舞。大嘗及び新嘗會の時行する。天武天皇の時より始まる。

吉志舞。まこと吉志部樂といふ。大嘗の時之を奏す。世々安倍氏の供奉せしところなり。その初

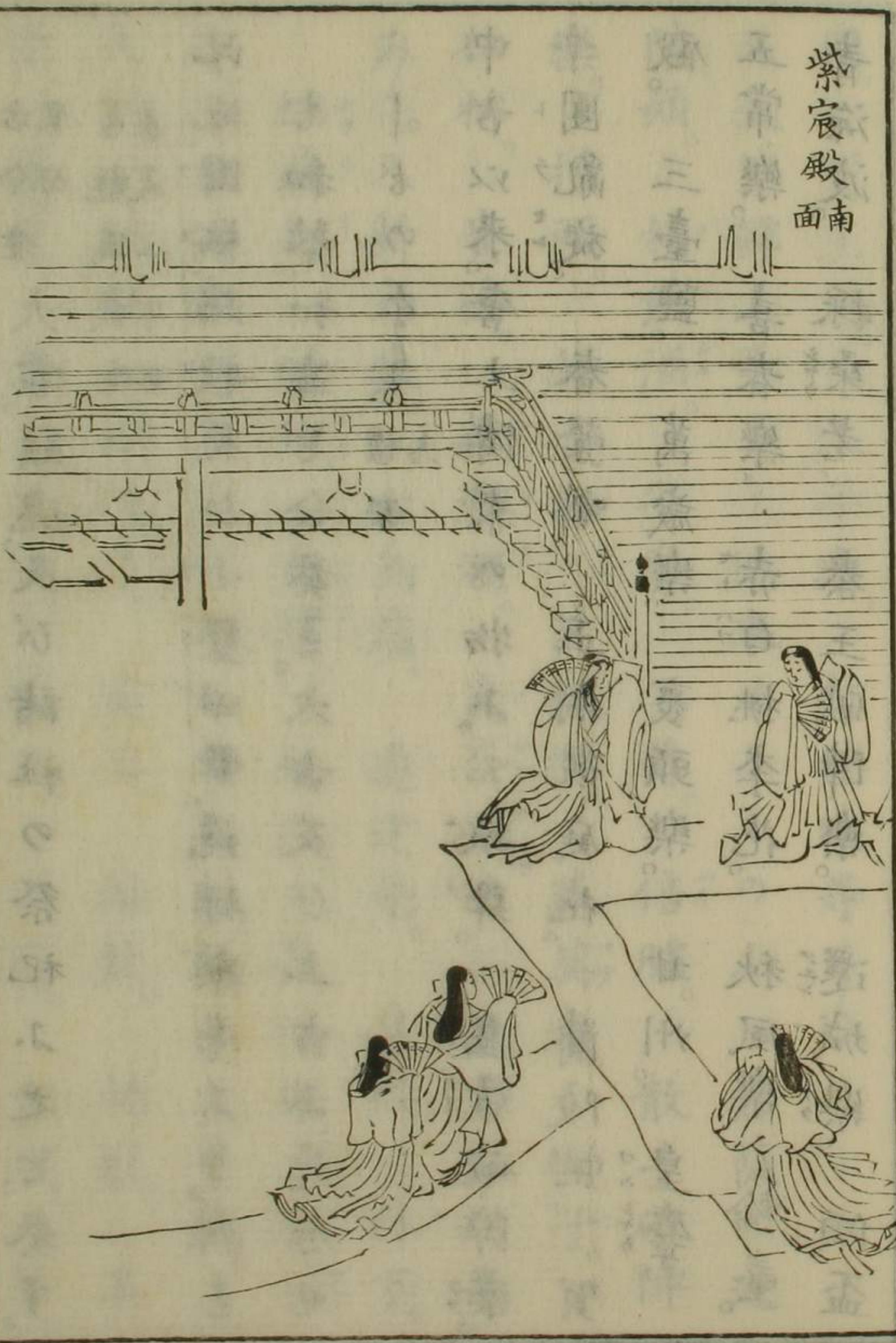
め。大嘗の日小奏せしふより。一ふ大嘗會舞といふ。續日本紀。三代實錄。北山抄引。吏部王記。

倭舞。もと大和國より出でしをもて。名けしり

踏歌節會
舞妓圖
画所預春日
光長の年中
行事画巻を
抄出す



紫宸殿
南面



古今童 蒙抄。大嘗。鎮魂。及び諸社の祭祀。小之と奏す。

貞觀儀式。延喜式。江次第。

此他國。栖踏歌。及び小墾田舞。飛驒樂等あり。孰も

も和琴。和笛を合奏す。太古及び上古。不起原せ

しものなり。禮樂志

中古以来。唐土傳來の物。小。振舞。皇帝破陣樂。

團亂旋。春鶯轉。玉樹後庭花。蘭陵王。賀

殿。三臺鹽。萬歲樂。裏頭樂。甘州。皇慶。

五常樂。喜春樂。赤白桃李花。秋風樂。輪臺。

青海波。採桑老。秦王破陣樂。還城樂。傾盃。

樂。賀王恩。太平樂。打毬樂等あり。

又天竺。韓土等より。傳來せるもの。小。菩薩。迦

陵頻。胡飲酒。安摩。二舞。倍臚。散手破陣

樂。拔頭。蘓合香。萬秋樂。蘇莫者。獅子。

伯杵。貴德。新靺鞨。崑崙八仙。蘇志摩利等

あり。又新鳥蘇。古鳥蘓。退走禿。皇仁。林下。

納蘓利。綾切。白濱。地久。長保樂。石川

等。その傳來詳ふらざるもの多し。孰も。晉鼓。

大鼓。鉦鼓。銅鈸子。莫目。拮鼓。揭鼓。奚

婁。篳篥。簫。琵琶。答生。篋篥。方啟。箏。

史。横笛。五絃。尺八等とあり。奏と。教訓抄。歌

嵯峨天皇。仁明天皇へ。殊ふ唐樂を好ませたまひ
しうは。我邦にて新製せられし樂少からず。北
庭樂。承和樂。春庭樂。央宮樂。感城樂。胡
蝶。延喜樂。放鷹樂。應天樂。清上樂。長慶
子等是なり。教訓抄。歌舞。これらの樂舞の中。亡び
たるもあれど。大抵猶樂家より傳えり。
神樂。天鈿女命の神態より起れり。その器。琴笛と
用ふ。古語拾遺。貞觀儀式。清和天皇。神樂歌を撰定したま

ひしより。歷朝和舞と共に之を神事と奏せら
る。貞觀儀式。中。五記。北山抄。醍醐天皇。勅して神樂譜を定め
らる。其後其歌章を定めて三十八曲とを。今傳
えるもの是なり。悅目抄。その曲。おのづか本歌末
歌あり。音節まこと種々の法あり。皆樂家の傳ふ
るところなり。奈良朝以來ハ。清暑堂にて。臨時
神宴の時。御神樂ありし。一條天皇の時より。
隔年十二月必禁中おて行ませ給ひ白河院以
後ハ。毎年の事となる。これを内侍所の御神樂
といふ。人長の舞あり。後世伊勢。石清水。加茂の
類の大社ハ。皆古來傳習の神樂あり。又諸社

ふて行ふ里神樂ふどいふものなり。正式の變なり。禮樂志

催馬樂 もと里巷の歌謡ふ起まり。貞觀の初め。

尚侍廣井女王。特よこの曲と善くせしこと見

ゆれば。中古以來の物なること志るべし。三代實錄

後ふい。朝家及び顯貴の家の宴遊ふい。唐樂の

曲と。催馬樂の歌こを取交へて。興となせり。凡

催馬樂は二流あり。左大臣雅信の傳と。藤家こ

いひ。式部卿敦實親王の傳と。源家といふ。律五廿

呂三十合せて六十一曲あり。今世ふ傳ふ。梁塵按

抄。入。綾。馬。

東遊フツマアソビ。 東舞ともいひり。もと東國の風俗歌

ふらをもとる舞なるが故ふ。名づけたり。歌舞略史

樂器いふし。和琴を用ひし。後笛箏策と

も用ふることもあり。歷朝祭祀と之と行ひ

る。凡五曲あり。體源抄。公事根源。

風俗歌。こももと諸國は行をきし。歌謡の中ふ

て。曲調のよきを撰びて。上下の人乃うたひし

ものなり。體源抄 古今集は。近江風水ミヅ風フウをカ稱

せしも。皆其所々の風俗の歌ふて。振フリこハ曲マ節ノ

といふぶごとし。樂書は載る所。二十五曲あり。

日本書紀卷之...

古本風
俗歌譜

服忌及び觸穢の事

服忌いふ一へを服假といふ。職事官の喪に遭ひ
たる時。暇と賜ふ義よりて。服とい喪服を着るこ
となり。大寶の時。始めて服紀の制とさたむ。

君。天子と

父母。

夫。

本主。

右一年

祖父母。

養父母。

右五月

曾祖父母。東外祖父母。

伯叔父姑。

妻。

兄弟姉妹。夫之父母。

嫡子。

右三月

高祖父母。

舅姨。

嫡母。

繼母。

繼

父同居。本異父兄弟姉妹。

衆子。

嫡孫。

右一月

衆孫。從父兄弟姉妹。

兄弟子。

右七日

職事官父母の喪に遭ふ時。並に解官を。自餘を
皆假を給ふ。夫。祖父母。養父母。外祖父母に

い。卅日。三月の服より廿日。一月の服より十日。七

日の服より三日とす。無服の殤（り。生れて三歳より三月までを）本服三月を給ふ。假三日を給ふ。その一月の服より二日。七日の服より一日なり。又受業師の喪より三日と給ふ。（解）令義尔来歷朝皆之に依る。武家の制。小異同ありといへども。概ね異なることなし。今の制は即武家の法なり。（法曹至要鈔。青標紙。服忌令）服は天皇は。本服二等以上の親の喪の為より。錫紵（紵を服し。三等以下及び諸臣の喪より。帛衣を除く外。雑色を通用したまふ。令義庶民は藤衣とて。布を鈍色より深め。親疎より濃薄あるものと

着たりしむ。いつの頃より棄たれふたり。（年々隨筆）そもく服紀の制は。もと人情より本づきて定められたるものなり。親戚の喪より遭ひしほどは。悲哀の情切ふして。心專一なり。假と給ひ。まると喪服を着るほどを。猶その情のさめやらぬまをたたり。それを假竟りて後。公事より従ふも。猶喪服を給ふ。出仕をすることなりき。（年々隨筆）又奪情従公より制あり。これに喪服の中より。も。樞要器量の官人は。出仕と許さるる事より。朝參ふも朝服を着し。家より在りては猶喪服と着し

たるを。後よ喪制の事も絶えとる故。たゞ除服出仕といふ名稱ふのとなりて。官人たるものい。概ね許さる事となきり。令義解拾芥抄年々隨筆。

又大寶令ふ。五等親の差別あり。これい法律上の都合よりて。親族とかく區別したるものと見ゆ。故よ親戚の輕重ともて定めたる。服紀といまた異なる事有り。例せば外祖父母も四等親なり。と。服い三月とし。庶子い一等親なれど。服い一月と。氏子が如し。

五等親圖

一等	父母。養父母。夫。子。養子。
二等	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父。姑。兄弟姉妹。夫之父母。妻妾。姪。孫。子婦。 <small>同妻</small> 。父妾。
三等	曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姉妹。異父兄弟姉妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父。同居前妻妾子。
四等	高祖父母。從祖々父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟妻妾。再從兄弟姉妹。外祖父母。舅姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子。
五等	妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女聲。 <small>令義解</small>

今の制ハこれ小同シ。新律綱領

觸穢ハ汚穢ヲ觸きて。其氣を受るといふ。これも穢氣を蒙りしものハ。志精一ならざる恐れあるふよりて。神事ハ殊ふ之を忌む方り。大寶の制。神事あること小。必諸司として散齋致齋せしむ。其散齋の内小ハ。喪を吊ひ。病を問ひ。肉を食ひ。刑殺を判し。罪人と決罰し。音樂を作し。穢惡の事小預ることと得ざらしむ。今義解
後ハ紀元一千五百六十年代。神事ノとふらむ。穢小觸れたるものハ。内裏も出入と禁ト。人ハ對するも。

忌み憚るべきことハなれり。穢とも。人死。改葬。傷胎。産。觸失火所。五體不具。喫猪鹿肉。六畜産。吊喪。問病。到山作所。遭三七日法事等方り。この他。血。父。五辛。月水。懷妊。及び汚穢ハついで甲乙丙の次第等ありき。維新後總べて之と廢せらる。延喜式拾芥抄。法曹至要鈔。

日本制度通卷一終

明治二十二年九月廿六日印刷
同 年九月一日出版

版權所有

著者

萩野由之

麹町區飯田町
三丁目二十五番地

同

小中村義象

本郷區駒込
西片町十番地

印刷兼
發行者

吉川半七

京橋區南傳馬町
一丁目十二番地



